様式第１号の１（処分についての審査請求に係る諮問書）

○○○第○○○号

令和○年○月○日

行政不服審査会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　審　査　庁　名

○○　○○

諮　　問　　書

　○○法（*法律番号*）第○条の規定に基づく処分に係る審査請求について、行政不服審査法第４３条第１項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当：○○　○○

連絡先：○○○○

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| １　審査請求に係る処分  （処分の種類）  　□申請拒否処分  　□不利益処分  □事実上の行為  □その他 | （１）　処分の年月日、記号番号  （２）　処分をした行政庁  （３）　処分の名宛人  （４）　処分の概要 |
| ２　審査請求 | （１）　審査請求年月日  （２）　審査請求人  （３）　審査請求の趣旨 |
| ３　諮問の理由 |  |
| ４　参加人等 |  |
| ５　添付書類等 | 1. 諮問説明書 2. 審理員意見書（写し） 3. 事件記録（写し） 4. 事件記録（写し）につき法第７８条第１項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 5. 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 6. 当該処分の決定通知書（写し） 7. 当該処分の申請書及び当該処分に係る審査基準（写し）又は当該処分に係る処分基準（写し） 8. その他参考資料 |
| ６　審査庁担当課、担当者名  　　電話、住所等 |  |

（注１）　３の「諮問の理由」については、例えば、「原処分の維持が適当と考えるため。」、「法令に基づく申請の全部を認容することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

（注２）　５の②の「審理員意見書（写し）」及び③の「事件記録（写し）」については、行政不服審査法第４３条第２項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

（注３）　５の①、④及び⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第６条第１項各号に規定する書類であり、⑥及び⑦は同条第２項第１号から第３号までに規定する書類である。

（注４）　５の⑤～⑦は該当する書類がなければ添付不要であり、⑥及び⑦の書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

（注５）　５の⑧の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。